

屋外スポーツ施設 利用制限について(延長)

緊急事態宣言の延長に伴い、施設利用の一部制限・中止を延長します。

利用者の皆様におかれましては、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

※今後の国や都の方針によって制限内容を変更する場合があります。

対象期間

令和3年1月9日(土)～**緊急事態宣言発令期間中**

制限内容

①利用時間を **午後7時まで** とします。

(午後7時までの完全退場にご協力をお願いします。)

②**新規予約受付** を中止します。

《対象施設》

南千住野球場、東尾久運動場(テニスコート、多目的広場)

区民運動場(多目的グラウンド、小広場)、あらかわ遊園運動場

西新井橋野球場、少年運動場(野球場、サッカー場)

荒川自然公園(野球場、テニスコート)

その他ご案内

予約済みの場合でもキャンセルされる場合は利用料金を全額還付します。

(還付は荒川総合スポーツセンターにて行います。)

荒川区スポーツ振興課 ☎ 03-3802-3111 内線 3371